

桜川市地球温暖化対策実行計画

【区域施策編】概要版

(案)

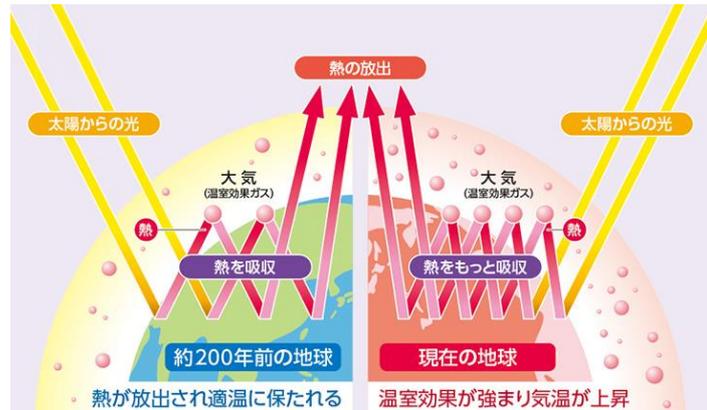
令和6（2024）年3月

桜川市

地球温暖化のメカニズム

大気中に存在する二酸化炭素やメタン等の温室効果ガスは、熱を逃がしにくい性質を持つため、地球は人間や動植物にとって快適に過ごしやすい気温に保たれています。

一方で、温室効果ガスが必要以上に増えすぎると、地球の平均気温は上昇してしまいます。(=地球温暖化) 昨今、地球温暖化に起因すると思われる大規模な気候の変化に直面しています。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター（JCCCA）ウェブサイト

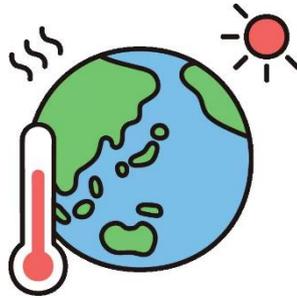
地球温暖化による影響

地球温暖化が進むことによって引き起こされる気候変動は、人間の生活や自然の生態系にさまざまな影響を与えています。例えば、氷河の融解や海面水位の変化、洪水や干ばつなどの影響、陸上や海の生態系への影響、食糧生産や健康など人間への影響が観測され始めています。



■気温の上昇

現在以上の温暖化対策をとらなかった場合、最高気温が30℃以上となる真夏日の日数は更に増加することが予測されています。東京の現在の真夏日は年間約46日。21世紀末には、年間約103日、1年の3割近くが真夏日となります。



■農作物への影響

食料生産への影響も現れています。リンゴは秋に色づきますが、その時期の気温が高いと色づきが悪くなったり遅くなったりします。収穫時期は色づきの程度で判断するため、収穫時期に影響が出ます。



出典：農研機構 果樹茶業研究部門

■海面水位の上昇

気候変動が及ぼす海面水位の上昇は、沿岸や低平地、小島嶼（しょうとうしょ）に住む人々の暮らしに大きな影響を与えます。台風による高潮、沿岸域の氾濫、海岸侵食による被害をより多く受けることとなります。



■異常気象による災害の増加

大雨の頻度が増加し、洪水や大規模な土砂災害をもたらす自然災害が増加しています。現在までに全国で、短時間降水量の増加や洪水が発生しており、すでに温暖化による気候変動の影響が起り始めています。



参考：環境省 HP



桜川市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】

地球温暖化対策を実施することは、地球規模の気候を大きく変える気候変動への対策でもあります。「桜川市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】」（以下、「本計画」という。）は、国や県の動向を踏まえつつ、市域から排出される温室効果ガスを削減する「緩和策」及びすでに起きている、あるいはこれから起こることが予測される気候変動の悪影響を軽減させる「適応策」を定めたものです。

計画期間

本計画は、2024（令和6）年度～2030（令和12）年度の7年間を計画期間とします。



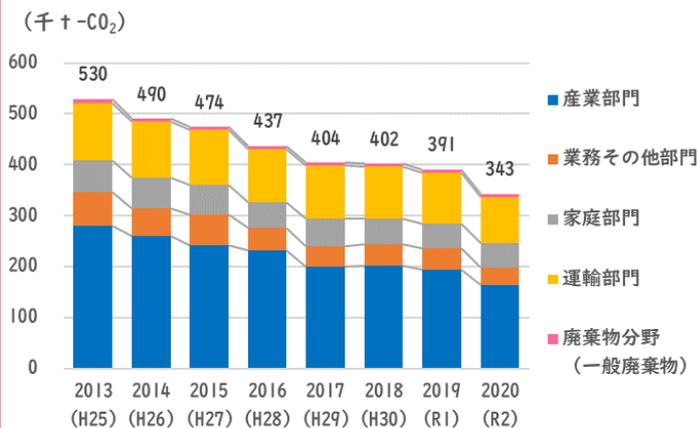
桜川市の温室効果ガス排出量

本市の温室効果ガス排出量を部門・分野別にみると産業部門からの排出量が全体の約5割と最も多く、次いで運輸部門、家庭部門、業務その他部門、廃棄物分野となっています。

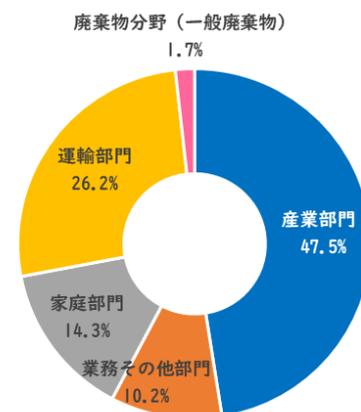
基準年度の2013（平成25）年度は530千t-CO₂、2020（令和2）年度は343千t-CO₂で基準年度に比べ187千t-CO₂（35.3%）減少しています。



温室効果ガス排出量の推移



温室効果ガス排出量の内訳



出典：環境省「自治体排出量カルテ」より作成

対象とする SDGs の目標

本市では対象とする SDGs の目標を以下のとおり定め、本市を取り巻く社会情勢の変化等に留意しつつ、長期的な視点で計画を推進します。



温室効果ガス排出量の削減目標

本市の温室効果ガス排出量削減目標の設定に当たっては、国全体の目標達成に寄与するための目標として、2030（令和12）年度までに2013（平成25）年度比46%削減、さらに長期目標として、2050（令和32）年度までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにするゼロカーボンシティの実現に挑戦します。

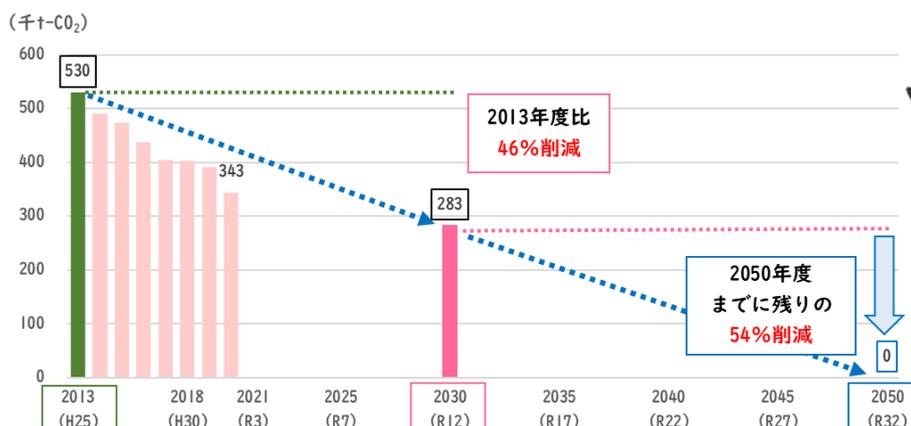
桜川市における温室効果ガス排出量の削減目標

2030（令和12）年度までに2013（平成25）年度比**46%削減**

長期目標

温室効果ガス排出量の**実質ゼロ**※を目指す

※実質ゼロとは、人が暮らしや経済活動で発生する二酸化炭素排出量と二酸化炭素の吸収量を均等にする事。



目標達成へ向けた取組

本市では、部門・分野別に取り組む施策を以下のとおり定め、市民・事業者と連携・共同のもと、市域で発生する温室効果ガスの削減を図ります。



ゼロカーボンシティの実現

部門・分野	取組内容	取組主体		
産業部門	省エネルギーの推進	市	事業者	市民
	新エネルギー等の利用促進	市	事業者	市民
	農業における脱炭素化	市	事業者	市民
業務その他部門	省エネルギーの推進	市	事業者	市民
	新エネルギー等の利用促進	市	事業者	市民
家庭部門	省エネルギーの推進	市	事業者	市民
	新エネルギー等の利用促進	市	事業者	市民
運輸部門	乗用車からの温室効果ガスの削減	市	事業者	市民
	貨物輸送の適正化	市	事業者	市民
廃棄物分野	ごみの発生抑制と適正処理	市	事業者	市民
	リサイクル（再資源化）	市	事業者	市民
森林吸収源対策	緑化事業の推進	市	事業者	市民
全体に係る取組	カーボンクレジット制度	市	事業者	市民
	地域マイクログリッド	市	事業者	市民

新しい国民運動「デコ活」

2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするため、新しい国民運動「デコ活」を展開中です。

脱炭素につながる将来の豊かな暮らしの全体像・絵姿をご紹介するとともに、国・自治体・企業・団体等で共に、国民・消費者の新しい暮らしを後押しします。

「デコ活アクション」について



分類	アクション
まずはここから	住 デ 電気も省エネ 断熱住宅 (電気代をおさえる断熱省エネ住宅に住む)
	住 コ こだわる楽しさ エコグッズ (LED・省エネ家電などを選ぶ)
	食 カ 感謝の心 食べ残しゼロ (食品の食べ切り、食材の使い切り)
	職 ツ つながるオフィス テレワーク (どこでもつながれば、そこが仕事場に)

出典：環境省 HP

気候変動適応計画

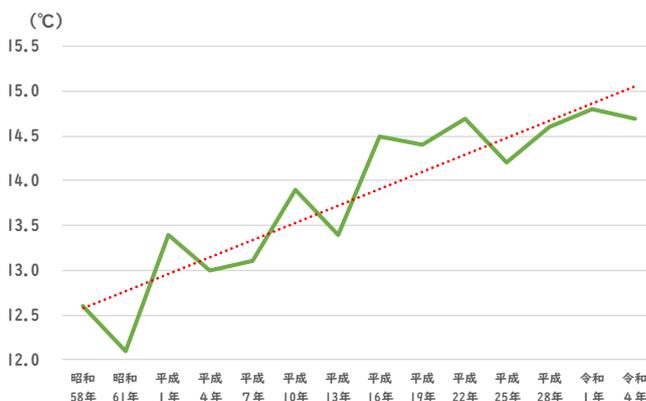
「気候変動適応法」第12条に基づく、本市の自然的・経済的・社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るため、気候変動適応計画を立案し、「地域気候変動適応計画」を策定しました。

本市の気候変動の現状

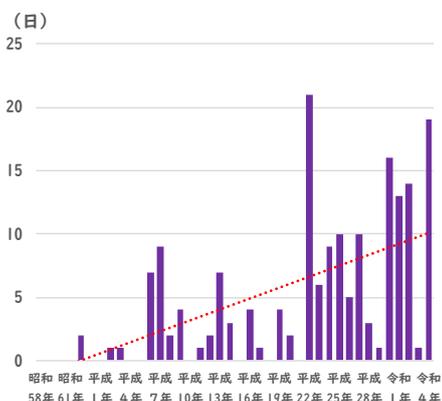
本市から最も近い気象観測所である下館観測所(平成13年度以前は笠間観測所)における年平均、最高、最低気温は変動をくり返しながら上昇しています。これまで、茨城県による指定では、本市は土砂災害警戒区域のみの指定でしたが、近年の災害では想定区域ではない中小河川において、多くの浸水被害が発生したことや、当該地域が安全な地域であるとの誤解を招く可能性があるということから、「利根川水系 桜川」の洪水浸水想定区域図が新たに指定されました。

年平均気温は40年間で2.1℃上昇しています。なお、日本の平均気温の上昇率は、100年間で1.28℃の割合で上昇しています。

年平均気温の経年変化



猛暑日日数の経年変化



出典：気象庁 HP 過去の気象データ

(昭和58～平成13年：笠間観測所、平成14～令和4年：下館観測所)

気候変動影響と主な対応策

気候変動影響による被害を最小化あるいは未然に防ぐため、影響を受ける各分野において、計画的・効果的に対応策を推進します。

	懸念される影響	取組内容
農業・林業	水稲や野菜などの品質低下や収量の減少 一部の害虫・病害の増加 など	気候変動に強く、環境に負荷をかけない栽培 技術などに関する情報提供や選択・活用 気候変動に対応した品種の消費行動 など
水環境 水資源	渇水の頻発化、長期化などによる取水制限により、安定的な水供給への影響 など	河川管理者による水質汚濁の監視継続 など
自然生態系	気温の上昇 野生鳥獣の生息適地の拡大 など	市域の生物多様性の把握及び保全と外来種等 による影響の抑制 外来生物に関する情報提供 など
自然災害	豪雨災害が頻発化・激甚化 など	ハザードマップや重要災害情報の把握 自主的な避難行動 災害に強いインフラ整備 など
健康	気温上昇にともなう熱中症リスク など	グリーンカーテンなどによるヒートアイランド 対策の実施 熱中症や感染症の予防や対策に関する情報提供 など
市民生活 都市生活	台風や豪雨などによる電気や通信、水道 施設などへの障害 など	再生可能エネルギーやゼロエミッション車の導入による災害時の電源対応 新エネルギーの利活用によるエネルギーの自立 など

計画の推進体制

(1) 桜川市地球温暖化対策推進委員会

本計画の実施にあたっては、全庁横断的な会議体「桜川市地球温暖化対策推進委員会」を設置し、総合的・計画的に取組を進めます。



(2) 桜川市環境審議会

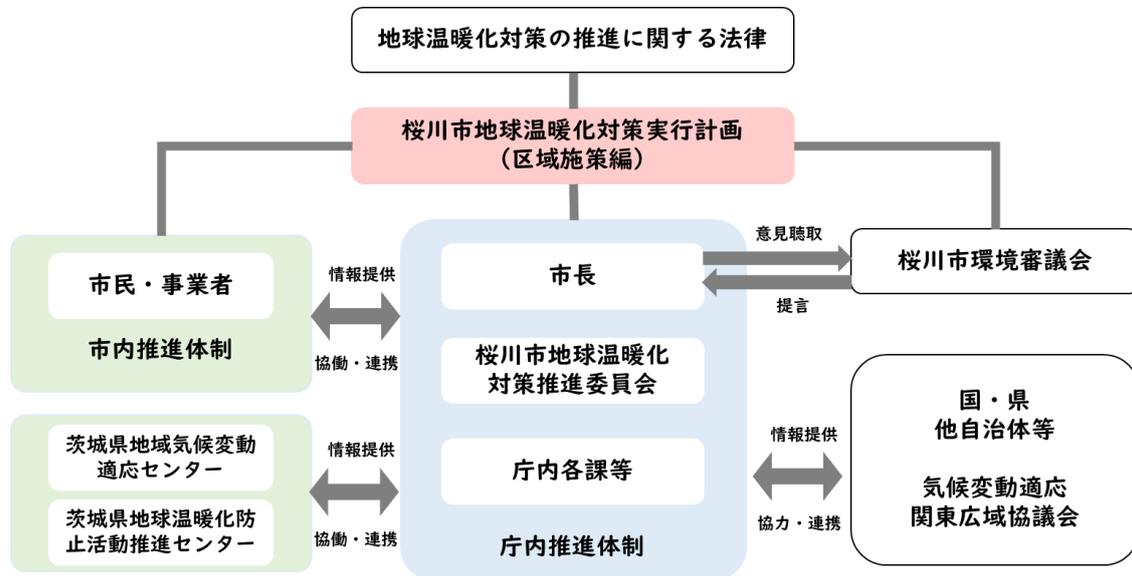
本市では、市長の諮問に応じ環境の保全に関する基本方針の策定、公害の防止対策その他環境の保全に関し必要な調査及び審議を行う「桜川市環境審議会」を設置しています。市は、毎年度の温室効果ガスの排出状況や施策の進捗状況、目標の達成状況等について審議会に報告を行い、計画の策定や変更に係る意見を聴取し、審議会の意見の反映に努めます。

(3) 市民・事業者・市等の各主体と協働・連携

本計画の推進のためには、市民・事業者等の協力が不可欠であるため、地球温暖化や気候変動に関する周知啓発を行うことにより、環境意識の醸成を図り、共に配慮した行動を実践していきます。

(4) 国・県及び他自治体等との協力・連携

地球温暖化対策・気候変動適応策は広範囲におよぶ環境問題であることから区域を越えて広域的連携を進めていくことが必要となります。計画の推進に当たり、環境省が設置する気候変動適応関東広域協議会との連携はもとより、国・県・自治体、その他関係機関との緊密な協力・連携を図ります。

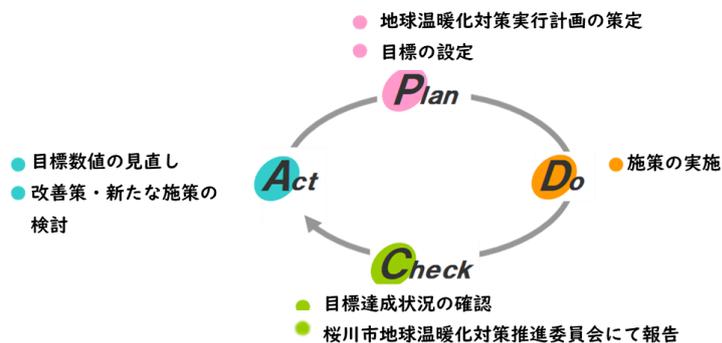


本計画の進捗管理

本計画で掲げた目標に向けて着実に取組を推進するためには、適切な進捗管理を行い、効果的かつ効果的に推進していく必要があります。

「桜川市地球温暖化対策推進委員会」において、計画の進捗状況の点検・評価、施策の見直し・改善などを行う PDCA サイクルをくり返しながら、計画の適切な進捗管理を行います。

また、温室効果ガスの実績や、計画に基づく取組状況や情報は、市ホームページや広報などを通して、公表していきます。



お問い合わせ先

桜川市 市民生活部 生活環境課
〒309-1292 茨城県桜川市岩瀬 64 番地 2
Tel : 0296-75-3111 (代表)

e-mail : kankyo_s@city.sakuragawa.lg.jp

